

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計委託事業者選考等委員会
事 務 局	企画財政部長 天野 建司 庁舎建設等担当課長 高橋 茂夫 公共施設マネジメント推進担当課長 今井 哲也 企画政策課企画政策係主査 渡邊 健介 企画政策課企画政策係主任 岡崎 章尚 小林 洋輔 福祉保健部長 中谷 行男 福祉会館等担当課長 前島 賢 地域福祉課地域福祉係主査 山口 晋平
開 催 日 時	平成30年12月26日午前9時30分から午前12時まで
開 催 場 所	第一会議室
出 席 者	委員長 卯月 盛夫 委員 委員 金子 和夫 委員 委員 河上 牧子 委員 委員 水谷 俊博 委員 委員 宮下 清栄 委員 委員 山家 京子 委員 委員 小泉 雅裕 委員
傍 聴 の 可 否	不可
傍 聴 者 数	—
傍聴不可等の理由等	小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計委託事業者選考等委員会設置要綱第5条第4項
会 議 次 第	1 開会 2 市長挨拶 3 委員委嘱 4 委員自己紹介及び事務局出席者紹介 5 選考等委員会について 6 委員長の互選及び職務代理者の指名 7 新庁舎等建設の現状及び経過等について 8 会議について (1) 会議等の公開・非公開について (2) 会議録等の公開・非公開及び作成方針について (3) 設計者選考基本方針(案)及びプロポーザル実施要領(案)について (4) 仕様書(案)及び特記仕様書(案)について (5) 第2回、第3回選考等委員会について (6) 第4回、第5回選考等委員会について (7) その他 9 閉会
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料1：小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計委託事業者選考等委員会設置要綱 資料2：小金井市新庁舎等建設計画調査業務報告書【概要版】(平成30年12月発行) 資料3：小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計業務委託設計者選考基本方針(案) 資料3-1：参加表明者及び配置予定技術者の参加資格に関する方針 資料3-2：設計者選考の実施に関する方針 資料3-3：技術提案書についての方針 資料3-4：一次選考に関する方針 資料3-5：技術提案書に関する事前質疑について 資料4：小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領(案) 資料5：小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計業務委託仕様書(案)及び特記事項(案)
そ の 他	—

次第1 開会

《次第及び配付資料の確認》

次第2 市長挨拶

《西岡市長挨拶》

次第3 委員委嘱

《市長から各委員に委嘱状を交付》

次第4 委員自己紹介及び事務局出席者紹介

《各委員自己紹介》

《事務局職員の紹介》

次第5 選考等委員会について

【事務局】 資料1を御覧いただきたい。

第1条は、委員会の設置目的について定めている。

第2条は、本委員会の所掌事項について定めており、「事業者選考に関すること」、「プロポーザルの内容等の評価に関すること」、「基本設計業務の進捗確認に関すること」「その他、基本設計委託に関すること。」が所掌である。

第3条は、組織について定めており、本委員会は学識経験者6人、行政職として副市長の計7人の選考委員で構成している。

第4条は、委員長及び職務代理者は互選により定めることとしており、後ほど選出予定。職務代理者はあらかじめ委員長が指名することとしている。

第5条は、会議の運営について定めており、会議は、委員長が招集することとし、会議の開催には、委員の半数以上の出席が必要となる。会議は原則非公開となるが、現段階では、二次選考のプレゼンテーション及び来年度開催予定の設計の進捗を行うための設計レビューについては、公開で行いたいと考えている。会議の公開・非公開や会議録については、委員会の中で議論いただきたい。

第6条は、報告について定めており、選考結果は市長に報告することとなる。

第7条以降は庶務に関する規定である。

次第6 委員長の互選及び職務代理者の指名

【事務局】 委員長の互選について、意見はあるか。

【委員】 本市にとって長年の課題である本事業について、小金井新庁舎建設基本計画の策定過程等にも詳しく、各自自治体での庁舎建設に関しても経験豊富な卯月委員を推薦したい。

【事務局】 卯月委員を委員長に選任することでよろしいか。

《異議なし》

《卯月委員が委員長席に移動》

《委員長挨拶》

【事務局】 委員長から委員長の職務代理者の指名をお願いします。

【委員長】 小泉委員を指名する。

【事務局】 それでは、職務代理者は小泉委員をお願いします。

次第7 新庁舎等建設の現状及び経過等について

【委員長】 「次第7 新庁舎等建設の現状及び経過等」について、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料2を御覧いただきたい。

新庁舎建設基本構想は平成23年3月に策定し、新庁舎建設基本計画は平成25年3月に策定しており、基本計画策定時点では、庁舎単独で建設することとしていた。庁舎建設予定地には清掃関連施設があり、新庁舎建設に際して敷地外に移転することを前提としていた。平成27年12月に西岡市長就任後、新庁舎、老朽化した福祉会館、図書館等の公共施設を庁舎建設予定地に整備する検証を庁内で行った。一方で、福祉会館は、平成28年3月に閉館した。庁内での検討結果を踏まえ、平成28年12月に「清掃関連施設の再整備は慎重かつ丁寧に進めること、新庁舎と（仮称）新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすること」、平成29年2月に「（仮称）新福祉会館の建設場所は、庁舎建設予定地が有力な候補地であること」の市長報

告をした。そして、平成29年度に3つの取組を実施した。新庁舎の適正面積等を試算するための執務環境調査を実施した。また、市民検討委員会において熱心な議論をいただき、(仮称)新福祉社会館建設基本計画案を提出いただき、平成30年3月に(仮称)新福祉社会館建設基本計画を策定した。庁舎建設予定地には清掃関連施設がある状況の中、新庁舎と(仮称)新福祉社会館を建設し、当該敷地を最大限に活用する施設配置を検討するため、新庁舎等建設計画調査を実施した。平成29年度の検討において、市として最も優位性があると判断した施設配置は、C-2案である。これは、庁舎建設予定地にある既存の清掃関連施設を敷地南西部に仮移設し、敷地を分割した上で、新庁舎と(仮称)新福祉社会館をL型に配置したものである。この施設配置の検討に当たっては、新庁舎・(仮称)新福祉社会館の早期竣工を目指し、平成33年度竣工とし、事業手法はスケジュール短縮が期待できるデザインビルド方式を想定したものであった。

この考えに基づき平成30年6月に補正予算を編成したが、市議会から、透明性・競争性を確保する観点から契約発注方式の再検討、複合施設で整備するならば整備方針の作成等について付帯決議が提出され、事業発注の透明性を確保し、着実な事業進捗を目指すため、事業手法を従来発注方式に変更した。敷地内の清掃関連施設は、平成29年度に別途策定した再整備計画において平成36年度末までに別の場所で再整備する計画としていることから、その後も、敷地内の清掃関連施設の暫定移設は行わないこと、福祉社会館機能の早期回復を目指すことの見も踏まえ、追加調査した施設配置がC-3案である。

調査では、概算費用やライフサイクルコストについても算出したが、新庁舎・(仮称)新福祉社会館の2つの基本計画の理念を実現させ、また、2つの施設を多機能・複合化施設として整備することに関する市の方針を複合化整備方針として作成した。

この間、市としては、様々な施設配置を検討したが、設計与件により、様々な施設配置が考えられる。

そこで、今後、基本設計において留意すべき点を次のとおり整理した。

- 「既存の清掃関連施設は暫時の移転は行わない。」
- 「複合施設として整備することにより面積縮減を目指す。」
- 「新福祉社会館を早期に回復させることを優先する。」
- 「免震構造の地下空間の活用を工夫する。」
- 「平常時、発災時の広場の活用」

【委員長】 質問等があれば、これを求める。

【委員】 C-3案で進めるか、そうではないか改めて確認する。

【事務局】 配置にこだわらず、この敷地の中に新庁舎と(仮称)新福祉社会館を複合施設として整備することを設計において行うものであり、配置が確定したものではない。

【委員】 既存の清掃関連施設を残したまま新庁舎・(仮称)新福祉社会館を整備するということか。

【委員長】 C-3案は条件を当てはめたものであり、C-3案の施設配置で確定ではないということである。

《質疑なし》

次第8 会議について

【委員長】 次第8の(1)と(2)について、事務局より説明を求める。

【事務局】 資料1の設置要綱を確認願いたい。

会議について、本市では市民参加条例を施行しており、市民参加条例第6条では、「市の会議は原則として公開する」、「非公開の会議はその理由を明らかにしなければならない」としている。一方で、情報公開条例第5条では、「法人に関する情報については、公開しないことができる」としている。

本委員会は、基本設計委託に関する事業者の選考やプロポーザルの内容の評価を行うものであり、また、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、会議は原則非公開とすることを規定している。しかし、本事業については、事業規模も大きく、市民等の関心度が高いこと、また、透明性を確保する視点や市民参加の観点から、二次選考のプレゼンテーション及び設計の進捗確認を行う設計レビューは公開することが望ましいものと考えている。

会議録については、委員会終了後、委員に確認いただいた後、選考等に支障のない範囲内で、速やかに会議録等を公開したいと考えている。

会議録作成の基本方針として、市民参加条例規則第5条では、どのような会議録をつくるかについて、委員会の中で決めることになっている。全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録という3つの作り方があり、会議録の作成方法については、発言者が特定できないよう加工した上で、発言内容ごとの要点記録とすることが適切と考えている。なお、審査過程における技術提案書の提案部分に係る議事録や審査経過等に係る議事について

は、非公開にしたいと考えている。

【委員長】 事務局の考えは、「会議は原則非公開として、二次選考のプレゼンテーション、設計の進捗確認については公開する」、「会議録、資料については、選考に支障のない範囲内で速やかに公表する」、「会議録は、発言者が特定されないよう発言内容ごとの要点筆記とし、技術提案の具体的内容、審査に係る部分については非公開とする」ということである。

事務局からは、二次選考のプレゼンテーションは公開との説明だが、委員長から二次選考のヒアリングの公開等について、後ほど、提案したいと考えており、後程、改めて発言したい。その他、質問等があれば、これを求める。

《質疑なし》

【委員長】 会議の公開・非公開、会議録の公開及び作成方針については、承認ということよろしいか。

《異議なし》

【委員長】 「(3)設計者選考基本方針(案)」について、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料3を御覧いただきたい。

基本方針案は、プロポーザル実施要領(案)を作成するに当たり、要点となる項目等を重点的に検討するために作成したものである。1点ずつ確認の上、承認願いたい。

「1 基本設計者選考に関する基本的な考え方」では、設計者選考を行うに当たっての発注者としての基本的な考え方を示している。

「2 設計者選考方式」では、公募型プロポーザル方式で実施することを示している。

「3 参加表明者及び配置予定技術者の参加資格に関する方針」については、資料3-1を御覧いただきたい。

プロポーザルの参加資格は、幅広い設計者の中から本市に最適な設計者を選考するため、単体企業だけでなく、共同企業体(以下「JV」という。)での参加も認めており、構成員数は2者以内とし、出資率は30%以上として整理した。

企業の参加資格は、平成21年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積6,000㎡以上の公共施設等の設計の実績があること、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、小金井市に建築設計業種の登録があること等としている。

JVでの参加については、主要構成員が参加資格を満たすこと、及びその他の構成員については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があることを要件としている。つまり、JVの構成員については、小金井市に登録がなくとも、東京都内のいずれかに登録があれば、参加資格を満たすことになり、参加実績を低く設定することにより、より多くの設計者の方々に参加いただけるよう整理したものである。

配置予定技術者の資格は、平成21年4月1日以降に民間施設を含め、延べ床面積6,000㎡以上の建築物等の設計に携わった実績がある者としている。また、建築(構造)については、免震構造の実績がある者としている。

管理技術者等の保有資格については記載のとおりとなり、配置予定技術者は管理技術者のほか、建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備、施工管理、コスト管理に主任担当技術者を必置としている。

なお、これ以外に、ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、ランドスケープ、市民参加等、他に主任技術者を設置する場合については、経歴等の提出を求めることとしている。

配置予定技術者の所属・兼任について、管理技術者及び建築(総合)は、参加表明者の組織に所属していること、各主任技術者は兼任していないことを記載している。

JV構成員、協力事務所については、協力事務所を加えることについて及びこの場合における技術者の配置等について、記載している。

【委員長】 質問等があれば、これを求める。

【委員】 参加資格を「延床面積6,000㎡以上の実績を有すること」としている根拠はあるか。5,000㎡以上の実績を求める事例が多いかと思う。実務的には変わらないかと思うが、事例の数としては変わると思われる。

また、コスト管理技術者を配置する必要があるか。配置を求める場合と求めない場合の違いはあるか。

【事務局】 新庁舎の延床面積を12,000㎡、(仮称)新福祉会館を4,400㎡と予定しており、国土交通省官庁営繕部作成の「建築設計業務委託の進め方」において、類似業務では2分の1以上の規模とされていることを参考に、新庁舎の延床面積の2分の1である6,000㎡以上を基準として設定した。

また、事業を進める上で、本市にとって、コスト削減は命題であると考えており、コスト管理技術者を配置することが望ましいと考えたものである。

【委員】 5,000 m²と 6,000 m²での大きな違いはないと思われるが、新庁舎と（仮称）新福祉会館の配置計画も必要とされるので基準を高く設定することは良いと思う。

【委員長】 こちらについては、承認ということでよろしいか。

《異議なし》

【委員長】 次第に従い、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料3の「4設計者選考の実施に関する方針」について、資料3-2を御覧いただきたい。
一次選考から技術提案書の全てを求める方式をA方式とし、一次選考では資格・実績と技術提案書の一部を求める方式をB方式として整理した。

A方式は、資格・実績は参加資格として規定するため、一次選考は技術提案書のみで評価を行うこととなる。特徴として、A方式は参加要件により、多数の参加者が見込める一方で、一次選考から全ての技術提案書を評価するため、委員の負担は大きくなる。

B方式は、2回に分けて技術提案書等を提出するため、選考期間が長くなり、A方式に比べると委員の負担は軽減される。しかし、一次選考では、実績等を重点的に評価することから、参加者が大手設計事務所に限定される懸念がある。

事務局としては、より多くの設計者に参加していただき、競争性を確保するため、A方式で実施したいと考えている。

【委員長】 A方式・B方式の紹介があったが、事務局としてはA方式を採用したいとのことである。

事務局としては、多数の事業者に参加して欲しいこと、限られた期間であるということからA方式が妥当ということだがよろしいか。

《異議なし》

【委員長】 次第に従い、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料3「5技術提案書についての方針」について、資料3-3を御覧いただきたい

技術提案書については、業務実施方針を含めて、4つの提案を求めたいと考えている。

一次選考は、業務取組方針と3つのテーマを10点で評価することとしている。二次選考は、業務取組方針と3つのテーマは各20点、プレゼンテーション・ヒアリングは15点、見積額は5点評価としており、合計100点としている。

業務取組方針の評価の視点については、これまでの経過、課題を的確に把握しているか、取組体制は十分か、市民参加等の提案、市議会との合意形成に向けた提案、業務工程等についてである。

1つ目のテーマは、施設配置の検討方法、建築計画、福祉会館の早期竣工、外構整備等についてである。

2つ目のテーマは、複合施設の連携、ユニバーサルデザインの考え方、災害時のゾーニングの考え方についてである。

3つ目のテーマは、建設コスト削減、ライフサイクルコストの低減、環境配慮の考え方等についてである。

プレゼンテーション・ヒアリングは、説明の分かりやすさ、質問に対する回答の明瞭さ等を評価する。

見積額については、価格の妥当性を評価する。

【委員長】 資料3-4の説明も関連するため、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料3「6一次選考に関する方針」について、資料3-4を御覧いただきたい。

投票方式は、10者の申込みがあったと想定すると、各委員が優れていると考える5者に投票を行う方式であり、シンプルで分かりやすい反面、委員同士の意見交換や各委員がなぜその設計者を選んだのかは不透明となる。

採点方式は、各委員が10者全てを採点する方式であり、選考結果は点数化されるため、分かりやすくなる。また、各委員の採点の視点等について、意見交換を行うことにより、各委員の専門性を発揮でき、情報共有が図られることになる。一方で、全ての評価を行うことから、各委員の負担は大きくなる。

順位採点方式は、1位から5位までの順位に基づき採点する方式であり、採点方式と比べると、委員の負担は軽減される反面、採点方式と比べると合計点のばらつきが大きくなることも想定されるため、選考過程は不透明になる懸念がある。

事務局としては、採点方式が望ましいと考えている。

なお、一次選考通過者名は、市ホームページにて公表することを考えている。

- 【委員長】 説明が前後したが、資料3-4の採点方式を採用した場合、資料3-3のような配点となるという説明である。一次選考は各委員が10点をもって採点を行い、テーマ別の採点ではなく総合点で評価を行う。二次選考はプレゼンテーション・ヒアリングを行った上で4つの評価項目の詳細な採点を行うことが前提になっている。
- また、資料3-3の技術提案書に求める4項目（業務取組方針、提案テーマ1～3）については、A3用紙に各1枚、合計4枚の提案をいただき、委員は受領した各社の提案を遅くとも一次選考前日までに仮採点結果を事務局に提出する。各委員の採点が集計されたものを持って第2回選考等委員会に臨むことになる。
- 質問等があれば、これを求める。
- 【委員】 技術提案書については、A1版1枚に提案の上、パネル化してもらい、審査会場で見ることができるようになると評価がしやすいと思う。業務取組方針は別紙で提出してもらっても良いと思う。
- 【委員長】 業務取組方針については文章だけではなく、スケジュールや市民参加方法など図を入れていただいで全体が掴めるような資料が提出されることを想定しているため、A3での提出をお願いしたいと思う。その点は、また後程、議論したい。
- 配点などについて意見等はあるか。
- 【委員】 プレゼンテーション・ヒアリングについて15点としているが、どのような評価をすべきか分かりにくい。また、見積額についての評価も提案内容とは関係がないため不要と思うが、どうか。
- 【委員長】 昨今のプロジェクトは市民への説明や意見を取り入れる必要があるものが多く、プレゼンテーションやその後の質疑応答を受けての判断も必要であると思う。提案内容が優れていたとしても、質問への返答がない場合もある。プロポーザルは提案ではなく、人・企業を選ぶと国土交通省の見解も示されているので。提案内容だけでなく質問に答えようとする姿勢もポイントになると思う。
- 【事務局】 見積額の評価については難しい部分もあると思うが、評価の対象とさせていただいた。提案内容が見積額に見合うものになっているか、評価をお願いする。
- 【委員長】 私も見積額の評価については難しいと思っているが、事務局の意向として評価に加えたいとのことである。
- 【委員】 事務局としては、これまでの経過もあり、基本設計者選考に関する基本的な考え方の最後に「早期竣工、費用縮減等を実現できる技術提案力を持つ設計者を選考する」と記載しているのではないか。
- 【委員長】 工事の入札と異なり見積額が安ければ評価が高いというわけではない。見積額と提案内容を比較して、評価をお願いする。
- 【委員】 提案テーマ2の複合施設としての機能連携の考え方については、比重が高いと思うため、配点を上げてはどうか。また、デザインの評価については行わなくてよいのか。
- 【委員長】 配点の配分について他に意見はあるか。
- 【委員】 業務取組方針の中にはプロジェクトマネジメント的な意味合いもあり、プレゼンテーション・ヒアリングの評価とコストの評価を業務取組方針の評価に含めてはどうか。
- 【委員長】 プレゼンテーション・ヒアリングの評価は、紙で表されていない部分であるため、業務取組方針に含めるのは違和感がある。
- デザインという評価を提案テーマ2に含めた場合、配点を上げるとすると、他はどこを減らすか。それぞれの項目について関連性があるため難しい部分ではあるがどうか。
- 【委員】 見積額について評価対象としたいとの事務局の意向があるようですので評価を行うが、提案内容は素晴らしいが見積額が高い場合、見積額に対する評価が低くなってしまった場合の理由付けをさせられているように感じる。見積額については評価に含めず、その配点5点を提案テーマ2の配点としても良いと感じる。
- 【委員】 見積額を評価するというのは難しいとは感じるが、基本的な考え方を考慮するのであれば評価対象として含めても良いと思う。
- 【委員】 上限額については提示される予定か。

- 【事務局】 上限額は、実施要領に記載する。見積額の評価は項目として加えたいと思っている。実施要領には評価の視点及び配点が提示されるため、提案者は見積額も評価対象になることを理解した上で提案をしていくと思われる。
- 【委員長】 他の項目に含めて評価するか、評価対象として提示するかによって提案者への意思表示が異なるということである。小金井市以外にも見積額を評価している自治体はあり、本委員会の判断となる。
デザインの評価については、提案テーマ2に「景観」などの文言を追加してはどうか。
- 【委員】 景観ということであれば提案テーマ1の「本市の顔となる新庁舎等に相応しい建築計画」に含まれるかもしれないが、もう少し文言として表現した方が良いかもしれない。
- 【委員長】 提案テーマ1については配置計画について、提案テーマ2がデザインについての評価項目になっているようなので、提案テーマ2に文言で「景観」を加えても良いと思う。また、配点についても重みを持たせるために配分を変更するのか、現在の配点のまま評価を行うのかについて、御意見はあるか。
- 【委員】 配点の傾斜で提案者へコンセプトが伝わると思うので重要度によって配点をしてもらっても良いのではないか。
- 【委員長】 各配点について、業務取組方針：15点、提案テーマ1：20点、提案テーマ2：25点、提案テーマ3：15点、プレゼンテーション・ヒアリング：20点、見積額：5点とすれば、委員会として提案テーマ1及び提案テーマ2を重要視しているという意向も提案者に伝わると思う。
- 【委員】 配点について、意義はありません。ただし、「景観」という文言を提案テーマ2に追加することについては違和感がある。提案テーマ1に含める方が良いと思う。
- 【委員長】 「本市の顔となる新庁舎等に相応しい景観及び配置計画の考え方は示されているか。」としてはどうか。
- 【事務局】 合わせて「〈提案テーマ1〉の土地利用計画、建築計画及び合理的な施工計画に関する考え方」についても文言の修正を事務局において行う。
- 【委員長】 二次選考の配点、文言の修正に合わせて、対応願う。
- 【委員】 業務取組方針の4つ目の項目に「市と市議会の相互理解を促進」とは、評価者として、市と市議会の考えをどのように理解しておけばよいのか、事務局に確認したい。
- 【事務局】 設計者が決定した後、設計者を中心として市民参加の取組を行っていくことも想定しており、合意形成の力があるのかを確認する目的として記載をしている。
- 【委員長】 ■■■委員の質問は「市と市議会の相互理解とは何か」という意図だが、市民参加のプロセスを市議会にも理解いただくという意味か。
- 【事務局】 設計を進める中で、市議会にも逐次状況を報告するが、その際の資料作成等についても適切な対応をお願いしたいと考えている。
- 【委員長】 事業スケジュールの中に市議会議員への説明会を行う等のイベントが反映されていれば評価したいという意図か。そうであれば文章の意味合いが異なる。
- 【委員】 事務局の説明からは「市民や市議会との理解を促進するため」というように受け取れたがいかがか。
- 【委員長】 3つ目の項目に「市民参加」という表記があるので、「市議会の理解を促進」ということによるのか。
- 【委員】 市議会に対して設計者が何を提案できるかというのは難しいと思う。市議会への適切な資料作成等は契約書で謳い、評価対象に含める必要はないのではないか。
- 【委員長】 事務局としては市民に対してはもちろん、市議会に対しての説明も適切な時期に行いたいとの意向があるものと考え。市議会においても関心が高い事業となるため、こういった手法で市議会の理解を得ながら進めるか、取組方針として記載できることがあれば記載してほしいとの意向があると思うがいかがか。

- 【委員】 委員長の意図であれば理解できる。そのような表現で記載してほしい。
- 【委員長】 文言等については事務局と相談するが、意図が分かるように記載の修正をお願いする。配点と評価項目について、他に意見はあるか。
- 【委員】 一次選考は、投票方式を採用しても良いと思うがいかがか。応募数が多い場合、採点が難しいと思う。一定数まで事業者を絞った後、採点方式とするなど柔軟にできないか。
- 【委員長】 応募が多数になった場合は、採点方式は難しいだろうと思う。その場合は、例えば投票方式と採点方式の組合せのような形で、最低5案に「○」を付け、5案の中にも優先順位があるだろうから点数を付けた方が良い。その他の提案には採点なしで良いのではないかは思うが、応募件数によるところが大きいと思う。
10件までならば採点方式でも良いと思うが、投票方式だと「3票入りました」「2票入りました」と当選・落選がすぐ分かるが、先生方の専攻に合わせて「○にはならないけど、この点は評価できる△のようなもの」が出てきたときに、選考等委員会で議論になると思う。その議論するときは、採点方式の方がやりやすいのではないかと考える。若干、選考等委員会の進め方、時間短縮みたいなことを含めて、順位付けみたいなことはしておいた方が良いと思う。
応募件数によって状況は異なるので、完全に採点方式ということではなくて、投票方式の可能性も残しながら、今、説明したような内容でいかがか。仮に、20件の提案が来たら委員の負担は大きくなる。
- 【事務局】 実施要領の選考方法には「採点方式」と記載して募集を行い、相当数の提案があった場合には別途検討するとのことによろしいか。
- 【委員長】 実施要領はそれでよいが、例えば20件の応募があった場合、各委員にて採点するグループと採点しないグループに分けても採点する等、その方法は別途検討するという理解によろしいか。これは確認だが、一次選考の結果、落選した参加者の点数は公表しないということによろしいか。
- 【事務局】 一次選考の結果、落選した参加者の点数は公表しない。
- 【委員長】 相当数の応募があった場合の選考等委員会の進め方については、保留としてよろしいか。資料3-3・3-4は終了とし、資料3-5について事務局から説明を求める。
- 【事務局】 資料3「7技術提案書に関する事前質疑」について、資料3-5を御覧ください。
各技術提案に対する疑問、実現性等について、事前に質問することにより、二次選考をより有意義なものとするための方策として、検討を行ったものである。
世田谷区的设计者選考において、同様の取組を行っており、本市においても採用したいと考えている。
流れとしては、第2回選考等委員会において、二次選考通過者を5者程度に絞った後、二次選考通過者に対して2問から3問程度の事前質問をすることにより、二次選考の公開プレゼンテーションがより有意義なものにしたいと考えている。
- 【委員長】 プロポーザル全体のスケジュールについても説明を求める。
- 【事務局】 資料4の6ページ「6. スケジュール」を御覧いただきたい。
- 【委員長】 質疑応答は2回あることになる。1回目が実施要領に対する質疑応答が1月。こちらは事務局と事業者の間で行うこととなるが、各委員にも内容を共有するよう対応願う。
2回目の質疑応答については、一次選考で選ばれた事業者に対し、提出書類だけでは読み取れない部分について、プレゼンテーション・ヒアリングの際に説明をお願いするわけだが、発表する前に疑問点を解消するため、一部について文書にて事前に回答をお願いすることにより、委員会からメッセージを出したいという提案である。
事務的には事務局とのやり取りにはなるが、一次選考の際に選考委員の不安点や疑問点を事業者ごとに5点くらいに取りまとめてプレゼンテーションまでに回答をお願いする又はプレゼンテーションで発表してもらうことになる。
3月4日に結果通知とともに質疑書を送付し、1週間程で回答書を返答いただくことになる。こちらを委員に確認いただき、3月16日のプレゼンテーションに臨むことになる。プレゼンテーション・ヒアリングをより効果的に進めるためには非常に良い提案だと思う。
質問等があればこれを求める。

《質疑なし》

【委員長】 承認ということによろしいか。

《異議なし》

【委員長】 次第に従い、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料3の「8二次選考に関する方針」を御覧いただきたい。

二次選考の採点については、先程説明のとおり、評価を行っていただく。

各委員の合計点が最も高かったものを候補者、2位のものを次点者として選考する。同点の場合は、委員の多数決で決定したいと考えている。

二次選考は、公開プレゼンテーションを行った後、非公開でヒアリング及び審査を行うことを考えている。

【委員長】 一次選考の選定は5者「程度」としているため、5位と6位が僅差で、6者が選定された場合は各事業者の時間の調整が出てくることが想定される。

市からの提案はプレゼンテーションのみ公開としており、ヒアリングは非公開ということだが、傍聴者は、一方的に提案者の話を聞いて終わり、ヒアリングを行う際に都度市民の皆さんに退席いただくこととなる。ヒアリングも公開とした方がよいと考えるがいかがか。

また、一次選考終了後、二次選考通過者名を公表し、かつ、公開プレゼンテーションの際には各社に事業者名を言っておいていただく方が自然ではないか。ヒアリングの仕方が公開するか否かで変わることもあると思う。

【委員】 事業者名の公開はした方がよいと思う。

【委員】 ヒアリングは公開にして問題ないと思う。非公開にするような内容を質問するわけではない。事業者名も公開した方がよいと思う。

【委員】 これまで（仮称）新福社会館建設基本計画の委員会を行ってきたが、その委員の方々の参加も想定されるため、ヒアリングのみを非公開とした場合には、意見が出ると思う。事業者名の公開については知見がないため他の委員に判断いただきたい。

【委員】 ヒアリングを公開として問題ないと思う。事業者名を公開とするかについては経験がないため判断しかねる。

【委員長】 提案者はプレゼンテーションの際に過去の実績も発表したいと考えていると思う。事業者名や建物名を明言しなくても映像を見た際に事業者が分かる場合もあるため、敢えて隠すことが不自然となる。

社名公開によるリスクよりも公開することによって市民へもきちんと情報が共有されるメリットの方が大きく、市民の納得感を得るという点でも重要と考える。提案者にも社名を背負ってしっかりプレゼンテーションを行ってほしい。

その後の二次選考の審査についての公開も提案したいところですが、審査は各委員の賛否の意見も公開されるため、判断が分かれるところになると思う。他の事例を見てもヒアリングまでは公開とし、審査については非公開としている。プレゼンテーション・ヒアリングの傍聴者がその後の審査での議論、評価内容について理解できるようにきちんと文章化し講評することとしてはいかがか。■■■■委員は■■■■の立場もあるかと思うがいかがか。

【委員】 評価の視点は提示されており、どのような質疑になるか分からないが、選考委員として評価の視点等に基づく質疑を行うため、個人的には問題ない。

【委員長】 今までの意見を踏まえて、プレゼンテーションとその後のヒアリングも公開とすること、一次選考で選考された5者程度の事業者の社名を一次選考後、速やかに公表とすることによろしいか。

《異議なし》

【委員長】 二次選考のヒアリングが公開となったことを受けて、技術提案書についても直接、市民の目に触れた方がよいのではないかと思います。公開プレゼンテーションの開始前、休憩中、ヒアリング後などに市民に閲覧できるよう展示した方がよいと考えるがいかがか。■■■■委員からは、先程「A3版では見難いのではないか」との提案があったが、再度意見をいただきたい。

【委員】 A3版で複数枚提案されるよりもA1版で大きくレイアウトされたものを見られた方がよいと思う。多数の応募提案があった場合には別途、展示する機会を設けていただければと思います。

【委員長】 一次選考で選ばれた5者については、A3版の提案資料をA2版に拡大しA1版のパネル2枚にしたものを作成していただくということでしょうか。市民や委員が直接、技術提案書を見ることによって選考の理由について理解いただけると思う。

【委員】 拡大し展示するのであれば一次選考の段階からA1版で自由にレイアウトしていただき、提出したものの縮小版をA3で各委員に配布いただいても良いと思う。

【委員長】 個人的にはどちらでも構わないが、事務局としてはどうか。

【事務局】 様式を用意して、提案テーマごとに沿った技術提案をいただきたいと思っている。大きなキャンバスを広げて自由に提案をいただき表現力を見るということも一つの手法と思うが、技術提案のテーマについても審議いただいているので、その内容についてしっかりA3版の様式の中に提案いただきたいと思っている。そして、A2版に拡大したものの展示を行いたいと思う。提案者に対しての負担も軽減できると考えている。

【委員】 提案者の負担には影響がないと思うが、A3版4枚で提出いただくことについては承知した。

【委員長】 他自治体の事例での経験から、市民に公表することを考えるとA1版1枚で提出いただいても良いと思うが、今回は市の考えとして、それぞれの提案テーマに沿った形で委員が判断しやすいA3版で提出いただくこととなっている。展示の際には、いただいた意見についても参考にさせていただきたい。

【事務局】 ヒアリングや技術提案書を公開することに関する意見については庁内での検討が必要となる。実施に際しては、本日の配付資料の一部修正が生じるが、委員長一任で修正させていただくことについて了承いただきたい。

資料4の10ページ「10. 選考方法」に、委員の所属・役職を記載しており、修正等あれば、会議終了後、事務局まで連絡願う。

また、同10ページ2行目に「ただし、各委員の採点の合計が基準に満たない場合は、候補者及び次点者になることができない。」と記載している。仮に、1者しか応募がなかった場合など、本業務を実施する上で、必要な技術等が明らかに不足している場合なども想定されることから記載したものである。事務局としては、満点に対して5割未満の評価となった場合には、これに該当するものと考えている。

【委員長】 承認ということよろしいか。

《異議なし》

【委員長】 次第に従い、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料5の詳細は資料を確認願いたい。

第2回選考等委員会は、3月2日午後又は3月5日午後で開催予定であるところ、事前に日程調整をしている中では、どちらの日程も全委員の参加が叶わない。会場の都合等もあり、また、一次選考の参加者数が見込めない中、可能であれば、3月2日に開催させていただきたい。

第3回選考等委員会は、3月16日に開催予定であり、改めて、日程を確認願う。

第4回選考等委員会は、設計レビューとして、公開で設計の進捗確認を行う予定

第5回選考等委員会は、設計の最終段階に非公開で設計レビューを実施する予定

第4回、第5回については、基本設計者と契約締結後、調整の上、実施時期等を決めたい。時期等が決まり次第、改めて日程調整を行う。

【委員長】 第2回は3月2日（土）、第3回は3月16日（土）ということで日程はいかがか。

《異議なし》

【委員長】 第2回選考等委員会に欠席される委員の方がいた場合には、第2回選考等委員会の進め方について事務局が事前に話を伺い、どのような視点で評価されたのかの詳細を確認させていただく。意見も参考にしながら選考を進めたいと思うので協力をお願いする。

議題は以上となるが、その他、質問等があるか。

【委員】 全参加表明者の全ての様式が委員に届くということか。

【事務局】 実施要領7ページに事業者からの提出書類の記載がある。このうち副本が委員に届く書類になる。

【委員】 様式9は、結論として、A3版4枚ということよろしいか。

【委員長】 そのとおりである。

【委員】 一次選考は、各提案事業者について社名等の記載がない状態で評価を行うということか。記載がない状態で評価を行うということであれば、その点について徹底していただきたい。

【委員長】 そのとおりである。
他になければ、本日の会議は以上で終了する。

以上